

法人税の優遇税制（発注促進税制）が適用されます

発注促進税制とは…

障がい者が働く施設等への発注額が前年度より増えた場合に、発注した企業に対して法人税等の税制優遇をするもので、企業が有する固定資産（減価償却資産）を割り増しして償却できる制度です。

税制優遇対象者と適用期間（5年間の時限措置）

青色申告者であるすべての法人または個人事業主

企業（法人）…平成20年4月1日～平成25年3月31日（法人税の税制優遇）

個人事業主…平成21年1月1日～平成25年12月31日（所得税の税制優遇）

割り増し償却額

前年度からの発注増加額。前年度に発注が無い場合は当該年度の発注額がそのまま発注増加額となります。ただし、対象となる固定資産の普通償却限度額の30%が限度となります。

対象となる発注先

【福祉施設】

「障害者自立支援法」に基づく事業所・施設

- 就労移行支援事業所
- 就労継続支援事業所（A型・B型）
- 生活介護事業所
- 障害者支援施設（就労移行支援、就労継続支援、生活介護を行うものに限る）
- 地域活動センター
- 旧法（障害者自立支援法による改正前の身体障害者福祉法・知的障害者福祉法・精神保健及び精神障害福祉に関する法律）に基づく施設
- 旧法授産施設（身体・知的・精神）
- 旧法福祉工場（身体・知的・精神）

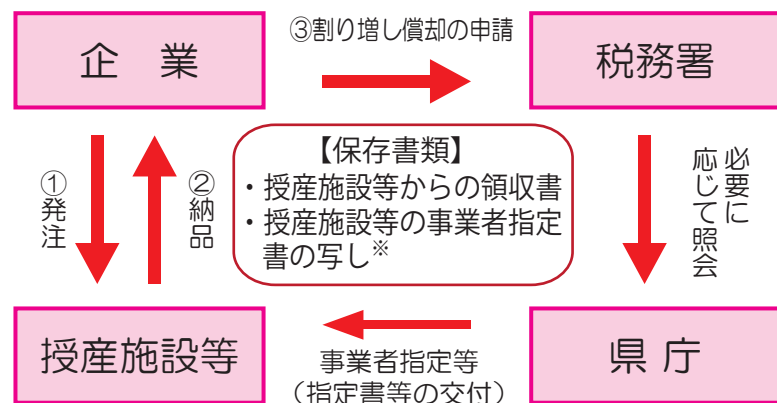
【企業】

- 障がい者を多数雇用している企業
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）の特例子会社
- 重度障がい者多数雇用事業所★
- ★重度障害者多数雇用事業所の要件
 - ①障害者の雇用者数が5人以上
 - ②障がい者の割合が従業員の20%以上
 - ③雇用障がい者に占める重度身体障害者、知的障がい者および精神障がい者の割合が30%以上
- のすべての要件に該当している旨の公共職業安定所長の証明が必要

対象となる主な減価償却資産（3年以内に取得した資産に限る）

- 建物やその付属設備（冷暖房設備・照明設備・エレベーターなど）
- 機械や装置（工作機械・印刷機械・食料製造機械等）
- 車両や運搬具（自動車・フォークリフトなど）
- 工具や器具・備品（事務机・キャビネット・応接セット・パソコン・コピー機・医療機器等）
- 生物（牛・馬・豚・リンゴ樹・ブドウ樹・ナシ樹等）など1年以上の長期保有資産で取得価格が20万円以上の物

事務手続きについて（授産施設等の例）



※上記「授産施設等」が「地域活動支援センター」の場合は市町村等の委託契約書や認可通知書の写しなど、「特例子会社」の場合は厚生労働大臣等が発行した認定書の写し、「重度障害者多数雇用事業所」の場合は公共職業安定所長が発行する障害者雇用証明の写しを保存してください。

企業の発注増加額が30万円の場合で、企業の所得金額（利益）が600万円（減価償却計上前の所得金額）のとき、当該年度の減価償却資産取得として車1台（400万円・耐用年数4年）を購入（定額法による1年当たりの減価償却費は100万円）にしたら…

計算例

計算式

■通常の場合

$$600 \text{ 万円 (所得金額)} - 100 \text{ 万円 (減価償却費)} = 500 \text{ 万円 (課税標準額)}$$

$$500 \text{ 万円 (課税標準額)} \times 30\% \text{ (税率)} = 150 \text{ 万円 (法人税額)}$$

■発注促進税制適用の場合

$$600 \text{ 万円 (所得金額)} - 130 \text{ 万円 (減価償却費)} = 470 \text{ 万円 (課税標準額)}$$

$$470 \text{ 万円 (課税標準額)} \times 30\% \text{ (税率)} = 141 \text{ 万円 (法人税額)}$$